

名古屋介護系柔道部 部則

2018（平成30）年3月31日

（名称）

第1条 当部は「名古屋介護系柔道部」（以下、当部）という。

（事務所）

第2条 当部の部室（事務所）は、愛知県名古屋市南区柵下町1丁目2番地 陽明ビル101号室（有）トーキング内におく。

（目的）

第3条 当部は、介護系（医療・福祉・治療施術）従事者が職種・職場を分け隔てなく活動を推進することにより、「精力善用」「自他共栄」の柔道精神の普及発展、健康増進および親睦を深め、地域社会に貢献することを目的とする。

（活動内容）

第4条 当部は、第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 定期的な柔道稽古会の開催および運営
- (2) 高齢者等への安全教育の企画および運営
- (3) 介護・医療・福祉に関する情報発信および啓蒙活動
- (4) 人材育成のための世代間交流の企画および運営

（部員）

第5条 当部の部員は、介護系（医療・福祉）従事者又はこれに准ずる者で、柔道精神を追求する者とし、部への入会、脱部は妨げないものとする。

（役員（執行部）の選任）

第6条 当部に、部長、副部長（2名以上）、広報、財務会計の役員（執行部と呼ぶ）を置き役員は、会員の互選によって定める。

（評議員の選任）

第7条 当部には評議員をおくことができる。

（運営管理期間）

第8条 4月1日から翌年3月31日とする。

（細則の制定）

第9条 当部則施行のため必要な細則は、会員の総意によって定める。

附 則

この会則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

発行履歴

2018（平成 30 年）3 月 31 日、第 3 版施行。

変更点①執行部の構成から「マネージャー」を廃止

②評議員を第 7 条に追加。

平成 29 年 3 月 31 日、第 2 版施行。

変更点①役員を「執行部」と呼ぶことの明記

②副部長の定数を 2 名から「2 名以上」に変更

③役員役職に「財務会計」を追加

④運営管理期間の制定

平成 27 年 10 月 1 日施行。